

# 上下水道料金をコンビニエンスストアで納めることができます

コンビニ納付でさらに便利に

市では、上下水道を利用されているみなさまに、より料金を納めていただきやすくするために、左の一覧のコンビニエンスストアでも料金を納付できるサービスを開始しました。

市が発行した上下水道料金納付書をコンビニエンスストアに持参していただき、夜間でも、土・日・祝日でも上下水道料金を納めていただくことができます。

納入期限と口座振替日を変更します  
上下水道料金につきまし

支払可能なコンビニエンスストア一覧

コンビニエンスストア名(五十音順)

am / pm	
ココストア	
コミュニティ・ストア	
サークルK	
サンクス	
スーパー (北海道のみ)	
スリーエフ	
セイコーマート (北海道、関東地区のみ)	
セーブオン	
セブン-イレブン	
デイリーヤマザキ	
ファミリーマート	
ポプラ	
ミニストップ	
ヤマザキデイリーストア	
ローソン	

6月以前に発行されたバーコードが印字されていない納付書や金額訂正された納付書では納めることができません。

では、料金収納業務および事務処理の効率化のために、七月請求分から納入期限と口座振替日を変更いたします。

**【納入期限】**

請求月の二十五日まで

**【口座振替日】**

二十五日に引き落としします。

納入期限および口座振替日が土・日・祝日の場合は、翌営業日になります。

問い合わせ

水道お客さまセンター

(東条庁舎)

☎ 47・1421

ここが変わります

	6月30日まで	7月1日から
コンビニエンスストアでの支払い	取り扱いできません	取り扱いできます (バーコード付きの納付書に限り)
納入期限および口座振替日	月末日 (土・日・祝日の場合は翌営業日)	25日 (土・日・祝日の場合は翌営業日)

申告により

## 平成十九年に大きく所得が減った方は 住民税が減額(還付)されます

申告は七月三十一日木まで

税源移譲の経過措置です

地方分権の推進のために、国に納められる所得税の税率を下げ、地方自治体に納められる住民税の税率を上げる「税源移譲」が行われました。

この税源移譲では、平成十九年度の住民税の増額部分は、平成十九年度の所得税で調整されることになりました。

しかし、退職や病気などで、平成十九年中の所得が大きく減少し、所得税がかからない場合は、調整すべき税額を所得税から差し引くことができず、

そのような方を対象に、平成十九年度住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を減額還

付いたします。

対象となる方には申告書を送りつけてください。

ただし、平成十九年中に転出された方には通知していません。また、平成十九年一月一日現在で住所のあった市区町村にお問い合わせください。

問い合わせ

総務部税務課 社庁舎

☎ 43・0396

平成18年、19年ともに 給与収入400万円のモデルケース

	平成18年(度) (税源移譲前)	平成19年(度) (税源移譲後)
所得税	150,000円	75,000円
住民税	80,000円	155,000円
合計	230,000円	230,000円

平成19年の所得税で調整され、税負担は前年と同じになっています。



平成18年の給与収入400万円で、平成19年は所得なしのモデルケース

	平成18年度 (税源移譲前)	平成19年度 (税源移譲後)
所得税	150,000円	0円
住民税	80,000円	増額 155,000円
合計	230,000円	155,000円

所得がなくなったため、合計の税額は少なくなっていますが、調整すべき所得税が0円のため、住民税だけを見ると75,000円の増額になります。この増額分をお返しするために、申告を行っていただきます。